

住宅リフォーム支援事業 事前申込みのご案内

施工業者が市外の場合

1 事前申込み受付期間

- ・令和7年5月7日（水）から令和7年5月16日（金）まで
（土曜、日曜を除く。）
- ・申込先 市役所4階 都市計画課 建築住宅係

※事前申込分で予算額を超える場合には、公開で抽選を行い、補助事業の当選者を決定します。
抽選の有無や日程等については、事前申込者に文書でお知らせいたします。

※施工業者が代理で事前申込みする場合は、窓口の混雑緩和のため、1回の受付につき3件までの申込みとさせていただきます。

2 申込できる方

- ・天童市民で自ら住宅を所有し、申請時点で住宅に居住している方（所有者の2親等以内の親族も所有者からの委任があれば申請可能です。）
- ・市区町村税を滞納していないこと

3 対象となる住宅

- ・天童市内にある、ご自身がお住まいの戸建て住宅
- ・集合住宅の区分所有の住宅、店舗や事務所・農作業所部分を有する併用住宅では、住宅部分のみ対象となります。

4 対象となる施工業者

県内に住所を有する個人事業者または県内に本店を有する法人

5 必要書類

- ・リフォーム補助金事前申込書
- ・見積書の写し（施工業者の捺印があるもの）
- ・平面図の写し（全ての階）※該当箇所と工事内容を書き込んでください。
- ・立面図の写し（屋根・外壁に関係する工事がある場合）
- ・基準値を確認できるカタログ（寒さ対策・断熱化工事の場合）
※該当箇所をマーカーで着色してください。
- ・委任状（代理人が申込みする場合）

※補助対象となる工事の内容が、市や県および国が実施する他の補助金を利用している場合は申請できません。